

(第一面)

登 録 申 請 書			
収入印紙又は証紙 はり付け欄 (消印してはならない) ※山口県知事登録は県証紙			
登録の種類	新規・更新・登録換え	※ 登録番号	国土交通大臣 知事 登録第()号
		※ 登録年月日	年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>不動産の鑑定評価に関する法律 第22条第3項 第26条第1項</p> <p style="text-align: center;">登録 登録換え</p> <p style="text-align: center;">の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日</p> <p style="text-align: center;">申請者の住所 及び氏名</p> <p style="text-align: center;">地方整備局長 北海道開発局長 殿 山口県 知事</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>第22条第1項 第22条第3項 の規定による不動産鑑定業者の</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法人の場合：商業登記簿上の本店所在地・会社名・代表者名を記入 個人の場合：主たる事務所の所在地・事業所名称・個人名を記入</p> </div> <p style="text-align: center;">山口市滝町1番1号 ○○不動産鑑定株式会社 代表取締役 山口 太郎 電話 083-933-××××</p> </div> </div>			

(第二面の備考を参照のこと)

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の ふりがな 氏名
名称	所在地	
(主たる事務所) 〇〇不動産鑑定株式会社	山口市滝町1番1号	やまぐち たろう 山口 太郎
(1) (従たる事務所)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

従たる事務所欄は、鑑定を行う
従たる事務所がある場合に記入

法人、個人とも申請者が
専任不動産鑑定士となる
場合は必ず記入

備 考

- 1 ※印欄は記入しないこと
- 2 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 4 第22条第1項、第22条第3項、第26条第1項の文字のいずれか2つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 5 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、第三面に登録免許税の領収書をはり付けること。
その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

国土交通大臣登録のみ使用

国税の収納を行う銀行、郵便局等（取扱について事前確認必要）の窓口にある「登録免許税の納付書」により
広島東税務署あて（主たる事務所が山口県にある場合）
に9万円を納付した後、領収証書（原本）を貼付する。

登
録
免
許
税
納
付
書
・
領
収
証
書
は
り
付
け
欄